

東日本大震災・原子力災害に係る固定資産税の特例措置について

東日本大震災関係

1. 被災代替住宅用地の特例

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅の敷地（被災住宅用地）の所有者等が、被災住宅用地に代わる土地（代替住宅用地）を取得した場合には、住宅が建設されていなくても、代替住宅用地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得の翌年より3年度分まで住宅用地とみなし、以下のように軽減されます。

(1) 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地、200㎡超の場合は200㎡までの部分）

課税標準額について、価格の6分の1の額となります。

(2) 一般住宅用地（小規模住宅用地以外、200㎡超の場合は200㎡を超えた部分）

課税標準額について、価格の3分の1の額となります。

①被災住宅用地の要件

- ・東日本大震災により滅失又は損壊した家屋の敷地で、当該家屋のり災証明書の判定が「半壊」以上であること。
- ・引き続き住宅用地として使用することのできない理由があること。

②代替住宅用地の要件

- ・平成33年3月31日までの間に被災住宅用地に代わるものとして取得した土地で、住宅を建設する予定のあること。

2. 被災代替家屋の特例

東日本大震災により滅失又は損壊した住宅（被災家屋）の所有者等が、被災家屋に代わる住宅（代替家屋）を取得した場合には、代替家屋のうち被災家屋の床面積に相当する分について、取得の翌年より以下のように減額されます。

(1) 最初の4年度分については、税額の2分の1が減額となります。

(2) その後2年度分については、税額の3分の1が減額となります。

①被災家屋の要件

- ・東日本大震災により滅失又は損壊した家屋で、り災証明書の判定が「半壊」以上であること。
- ・取り壊し又は売却等の処分がなされていること。

②代替家屋の要件

- ・平成33年3月31日までの間に被災家屋に代わるものとして取得した家屋で、被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること。

東日本大震災に起因する原子力災害関係

1. 代替住宅用地の特例

東日本大震災による原子力発電所の事故により、居住困難区域と指定された区域内の住宅の敷地（対象区域内住宅用地）の所有者等が、対象区域内住宅用地に代わる土地（代替住宅用地）を取得した場合には、住宅が建設されていなくても、代替住宅用

地のうち対象区域内住宅用地に相当する分について、取得の翌年より3年度分まで住宅用地とみなし、以下のように軽減されます。

(1) 小規模住宅用地(200㎡以下の住宅用地、200㎡超の場合は200㎡までの部分)課税標準額について、価格の6分の1の額となります。

(2) 一般住宅用地(小規模住宅用地以外、200㎡超の場合は200㎡を超えた部分)課税標準額について、価格の3分の1の額となります。

①対象区域内住宅用地の要件

- ・東日本大震災による原子力発電所の事故で居住困難区域と指定された区域内に所在した家屋の敷地であること。

②代替住宅用地の要件

- ・居住困難区域設定指示の解除日から3ヶ月を経過する日までに対象区域内住宅用地に代わるものとして取得した土地で、住宅を建設する予定のあること。

2. 代替家屋の特例

東日本大震災による原子力発電所の事故により、居住困難区域と指定された区域内の住宅(対象区域内家屋)の所有者等が、対象区域内家屋に代わる住宅(代替家屋)を取得した場合には、代替家屋のうち対象区域内家屋の床面積に相当する分について、取得の翌年より以下のように減額されます。

(1) 最初の4年度分については、税額の2分の1が減額となります。

(2) その後2年度分については、税額の3分の1が減額となります。

①対象区域内家屋の要件

- ・東日本大震災による原子力発電所の事故で居住困難区域と指定された区域内に所在した家屋であること。

②代替家屋の要件

- ・居住困難区域設定指示の解除日から3ヶ月(新たに取得した家屋が同日後に新築されたものであるときは1年)を経過する日までに対象区域内家屋に代わるものとして取得した家屋で、対象区域内家屋と種類(用途)又は使用目的が同一であること。

これらの特例措置の適用には、所定の申告書の提出が必須となります。

申告書は浅川町役場税務課に用意していますので、特例の適用を受けようとする場合は、ご連絡をお願いします。該当する特例の内容に応じて、提出する申告書が異なりますので、該当する内容を確認のうえ、直接、申告書をお送りします。

申告書の提出は、住宅用地または家屋を取得した年の翌年の1月31日までとなりますので、期限までに提出してください。

また、償却資産についても同様の特例措置がありますので、特例の適用を受けようとする場合は、ご連絡をお願いします。

不明な点や詳細については、下記へお問い合わせください。